

地方公営企業会計制度研究会
＜報告書＞

平成 17 年 3 月

総 務 省

借入資本金関係抜粋

2 借入資本金の取扱いについて

(1) 中間報告における検討内容及び基本的な方針

①現行制度

借入資本金とは、①建設又は改良等の目的のため発行した企業債、②建設又は改良等の目的のため他会計から借り入れた長期借入金に相当する額をいうものである。

この借入資本金は、民間の企業会計においては、社債又は長期借入金として固定負債に整理されるものであるが、地方公営企業会計においては、昭和27年の地方公営企業法制定時から、自己資本金と並んで資本金として整理されているものである。

②借入資本金が創設された背景・理由

地方公営企業は株式発行により資本調達を行わないという特色を踏まえるとともに、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供することにより公共の福祉を増進するという目的に鑑み、建設又は改良の対象となった資本的設備、構築物等の固定資産（事業用資産）は、これを永久に維持していく必要がある実物資本と言えることから、その実態を表すため、建設又は改良に充てられた企業債及び他会計からの長期借入金を、実質的に民間企業の株式資本金に相当する機能を担っているものとして借入資本金と整理したものと考えられる。

③基本的な方針（中間報告）

建設又は改良等の目的のため発行した企業債及び他会計長期借入金からなる借入資本金は、現実には債務として償還する義務がある上、当該企業債及び他会計長期借入金に係る利子の支払いも行っており、負債としての地方債と実態的には変わらない取扱いとなっている。また、住民に対する説明責任の観点からも、「資本金」という言葉を用いるのは誤解を招きやすいものと考えられる。

これらを踏まえ、負債として整理すべきではないかと考えられる。

(2) 研究会において検討された論点及びその考え方

中間報告で示された基本的な方針どおり「借入資本金を負債として整理し」た場合に想定される論点及びその考え方については、以下のとおりである。

<論点>

- | |
|--|
| <p>①借入資本金を「資本金」と位置づけられた背景・理由をどう考えるか</p> <p>②借入資本金を負債に計上することとした場合、企業によっては債務超過等に陥ることとならないか。</p> <p>③後年度、借入資本金に係る元利償還金の一部について一般会計が負担すべきこととされているものまで、負債に計上するのか。</p> <p>④借入資本金を負債に計上することとした場合、もともと負債に計上されている借入金と区別する必要はないか。</p> |
|--|

<論点に対する考え方>

①について

借入資本金を負債計上することとした場合、これまで、地方公営企業は株式発行により資本調達を行わないという特性等を踏まえ、建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金を実質的に民間企業の株式資本金（払込資本金）に相当する機能を持っているものとして借入資本金と整理してきた背景・理由（上記（1）②参照）との関係をどう整理するかが論点の一つとなった。

これについては、建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金は、引き続き、民間企業の株式資本金（払込資本金）に相当する機能を有しているが、一方で、現実には債務として償還する義務があること、当該企業債及び他会計長期借入金に係る利子の支払いを行っていること等に鑑みれば、

ア、負債としての地方債と実態的には変わらない取扱いとなっていること、
イ、住民に対する説明責任を果たす必要があること、
から、貸借対照表上の計上科目については「負債」として整理することが適当である。

②について

借入資本金を負債計上することとした場合、これにより、資本金がゼロとなる企業、資本がマイナス（債務超過）となる企業が一定数発生することとなるが（平成14年決算統計より推計）、住民の理解を得られるかが論点の一つとなった。

これについては、

ア、地方公営企業は、建設又は改良等に係る多額の企業債又は他会計長期借入金により資本調達を行う必要があること（当該企業債又は他会計長期借入金は、一般会計において負担すべきものを除き、将来、企業経営により生じる料金収入をもって償還されること）、
イ、これまで、民間企業の株式資本金（払込資本金）に相当する機能を有している特性に鑑み資本金に計上していたが、負債としての地方債と実態的には変わらないこと等に鑑み、より適切な区分として負債に計上する必要があること、
を住民に対し説明し、理解を得る必要があるものである。

③について

借入資本金は、債務として毎年度償還する義務があるが、当該借入資本金に係る元利償還金の一部については、一般会計が負担すべきものとして地方公営企業法令（及びその具体的な内容・運用について定めた繰出基準（「地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局長通知））により定められているものがあり（※注）、公営企業が負担すべき債務とは厳密には言えないものがあるが、かかる部分も含めて債務と位置づけ、負債に計上するのかが論点の一つとなった。

※注 具体例）交通事業における地下鉄緊急整備単独事業に係る企業債元利償還金の2/3、病院事業における企業債元利償還金の1/2等については、一般会計からの繰出し対象となっている。

これについては、当該借入資本金に係る元利償還金のうち、後年度一般会計が負担すべき項目又はその額に係る貸借対照表における「注記」について、引き続き、検討することが適当である。

その際、当該借入資本金に係る元利償還金のうち後年度一般会計が負担すべき項目又はその額について、地方自治法第214条に規定する「債務負担行為」が設定されていないが（※注）、後年度一般会計が負担することが確実と言えるか等について検討する必要がある。

※注 行政実例において、「一般会計から特別会計に対し、数ヶ年度にわたって繰出すことを決定した場合は、単なる内部意思の決定であるから債務負担行為として定める必要はない」（S39.6.25）とされている。

④について

借入資本金を負債に計上することとした場合、建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金は、引き続き、民間企業の株式資本金（払込資本金）に相当する機能を有していると整理したことを踏まえ、もともと負債に計上されている（退職手当債等の経常経費に対する）借入金と区別するため、「建設改良長期借入金」等の項目を設け、その特性を明確にする必要があるかが論点の一つとなった。

これについては、負債に計上した借入資本金に相当するもの（建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金）については、他の借入金と区別して計上することが適当である。

その際、現行の地方公営企業法施行規則（以下「規則」という。）の固定負債計上項目において地方公共団体の外部からの借入である「企業債」と地方公共団体の内部間の貸し借りである「他会計借入金」を区別して計上していることを踏まえ、下図のとおりとすることが考えられる。

<現行：固定負債>

款	項
企業債	
他会計借入金	
引当金	退職給与引当金 修繕引当金
その他固定負債	

<見直し後：固定負債>

款	項
企業債	建設改良長期企業債 その他企業債
他会計借入金	建設改良長期借入金 その他借入金
引当金	退職給付引当金 修繕引当金
その他固定負債	

(3) 基本的な方針

以上の検討を踏まえ、借入資本金に係る基本的な方針を以下のとおりとする。

<基本的な方針>

- ①借入資本金の負債への計上を義務づける。
- ②負債計上した借入資本金に相当するもの（建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金）については、他の借入金と区別して計上することが適当である。

なお、借入資本金に係る元利償還金のうち後年度一般会計が負担すべき項目又はその額に係る貸借対照表における「注記」について、引き続き、検討することが適当である。

借入資本金制度を見直す場合の影響(H17決算)

1. 債務超過の事業数

	事業数	債務超過の事業数	借入資本金を負債とした場合に債務超過となる事業数
水道	1,449	0	1
工業用水道	149	0	2
交通	65	7	13
電気	31	0	0
ガス	37	0	1
病院	674	10	54
下水道	213	0	1
港湾整備	8	0	0
市場	15	0	0
と畜場	1	0	0
観光施設	83	4	11
宅地造成	59	3	5
駐車場	10	0	0
介護サービス	45	1	2
その他	35	0	1
合計	2,874	25	91

2. 借入資本金制度を廃止する場合のB/Sへの影響

【全国計】

(単位:百万円)

事業名	資産 A	負債		借入資本金 D	借入資本金を負債とした場合の負債額	
		B	B/A		E=B+D	E/A
水道	30,570,357	1,356,663	4.4%	10,952,248	12,308,912	40.3%
工業用水道	2,597,100	300,543	11.6%	833,847	1,134,390	43.7%
交通	7,246,551	2,237,539	30.9%	3,488,764	5,726,303	79.0%
電気	719,790	40,476	5.6%	190,528	231,004	32.1%
ガス	334,359	26,269	7.9%	176,770	203,039	60.7%
病院	7,084,378	751,024	10.6%	4,122,385	4,873,408	68.8%
下水道	27,655,754	537,996	1.9%	12,319,076	12,857,072	46.5%
港湾整備	485,063	8,909	1.8%	77,527	86,435	17.8%
市場	905,553	46,092	5.1%	208,389	254,481	28.1%
と畜場	1,823	50	2.7%	594	644	35.3%
観光施設	117,274	30,509	26.0%	43,189	73,699	62.8%
宅地造成	5,910,339	1,918,566	32.5%	2,061,265	3,979,831	67.3%
駐車場	19,928	1,190	6.0%	5,091	6,281	31.5%
介護サービス	36,736	772	2.1%	23,461	24,233	66.0%
その他	313,639	9,838	3.1%	107,490	117,328	37.4%
合計	83,998,643	7,266,435	8.7%	34,610,625	41,877,061	49.9%